

Kyoto Prefecture Hospital Association News

第5号

2014年8月

京都府病院協会ニュース

《発行所》一般社団法人 京都府病院協会 《発行人》野口雅滋 〒604-8585 京都市中京区西ノ京東桐尾町6 京都府医師会館内
TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074 <http://www.fubyokyo.kyoto.med.or.jp/>

平成26年度臨時総会開催

一般社団法人の 定款等について承認

平成26年度の臨時総会を、7月1日(火)、京都府医師会館にて開催しました。当日は、会員病院より23名が参加(委任状…28名)。一般社団法人への移行に際し、新役員との定款に関する議案が上程され、賛成多数で承認されました。

法人格の取得については、すでに4月の定時総会において承認を得ており、今回の臨時総会では、新たに制定する定款ならびに新役員の選任を行いました。

◆新法人における設立時理事を選任

第1号議案では「設立時理事の選任及び主たる事務所の決定」について議案上程し、議長の野口会長より主旨説明を行いました。野口会長は主旨説明の中で、新法人下での設立時理事14名および監事2名の選任(名簿は別枠参照)について承認を求めるとともに、京都府医師会館の6Fに新たに事務所を構えることを提案しました。本議案は採決の結果、賛成多数で承認されました。
なお、総会終了後、新法人移行

後の第1回理事会を開催し、設立時理事より会長(1名)および副会長(2名)を選出しました。会長には野口雅滋氏、副会長には依田建吾、三木真司両氏が選出されました。新役員の任期は2014年7月1日〜2016年6月の定時総会終了時までの2年間となります。

◆定款の制定を賛成多数で承認

第2号議案では「一般社団法人 京都府病院協会定款の制定」について議案上程。議長の野口会長より主旨説明を行い、採決の結果、賛成多数で承認されました。野口会長は主旨説明の中で、新法人下での会務運営について説明。定時総会の開催時期がこれまでの4月開催から6月開催へと変更になること、役員任期は法人登記の完了日(2014年7月1日)から新たに2年間になること、などを挙げました。また、これまで総会の議決事項であった「事業計画・予算の承認」については、新法人では「理事会での承認事項」となり、今後、理事会運営の重要性がますます大きくなります。

新法人における設立時理事

〔設立時理事〕

- 野口雅滋 (京都桂病院)
- 依田建吾 (京都第一赤十字病院)
- 三木真司 (三菱京都病院)
- 香川恵造 (福知山市民病院)
- 北堅吉 (日本バプテスト病院)
- 日下部虎夫 (京都第二赤十字病院)
- 杉山博 (宇多野病院)
- 辰巳哲也 (公立南丹病院)
- 内藤和世 (京都市立病院)
- 中嶋俊彰 (済生会京都府病院)
- 中村孝志 (京都医療センター)
- 能見伸八郎 (京都鞍馬口医療センター)
- 宮野前健 (南京都病院)
- 山下俊幸 (府立洛南病院)
- 中島徳郎
- 齋藤信雄

【ご案内】 京都府病院協会事務所の開設について

京都府病院協会では新たに事務所を開設することとなりました。住所は以下のとおりです。なお、正式な開設日は2014年9月1日からの予定です。

〒604-8585
京都市中京区西ノ京東桐ノ尾町6
京都府医師会館6F 607会議室

※TELは未定です。決まり次第、周知いたします。

平成27年 新春講演会・懇親会のご案内

平成27年の『新春講演会・懇親会』を以下のとおり開催します。新春講演会では、京都大学東南アジア研究所教授の松林公蔵先生をお招きし、ご講演いただきます。会員病院の先生方におかれましては、是非、ご参加をいただきますようご案内いたします。なお、当日は病院事務部の方の参加も歓迎します(参加費を徴収いたしません)ので、あわせてご案内いたします。

〔日時〕
平成27年1月8日(木)
午後5時30分

〔場所〕
ホテル日航プリンセス京都
(講演会終了後、懇親会)

〔講演会の演者〕

京都大学東南アジア研究所
教授 松林公蔵 先生

追悼 梶田芳弘前会長を偲ぶ



梶田 芳弘 前会長

去る5月19日、本会前会長で公立南丹病院総長の梶田芳弘先生が逝去されました。

梶田先生は昭和48年3月に京都府立医科大学をご卒業後、同大学第2内科教室にて修練を積まれ、昭和50年、公立南丹病院に内科医として赴任後は京都府中丹地域の医療の発展に尽力されてきました。平成8年、病院長に就任されてからは、施設の最高責任者として、その才能をいかんなく発揮され、南丹医療圏唯一の公的総合病院のリーダーとして、より地域のニーズにあつた医療の発展に多大なる功績を遺されました。一方で、診療の傍ら、平成13年4月から京都府病院協会理事、平成19年4月から副会長、平成23年4月から2年間、会長を歴任されました。本会役員の在任中は京都府の各種審議会委員を歴任されるなど、中丹地域にとどまらず、京都府全体の医療提供体制の構築にも全力を注がれました。

謹んでお悔やみ申し上げますとともに心よりご冥福をお祈りいたします。

梶田芳弘先生ご略歴

昭和48年3月15日	京都府立医科大学 卒業
昭和48年5月1日	京都府立医科大学附属病院第二内科学教室研修医
昭和50年4月1日	公立南丹病院 内科医
昭和52年4月1日	京都府立医科大学附属病院第二内科学教室修練医
昭和54年1月1日	公立南丹病院 内科医員
昭和55年4月1日	公立南丹病院 内科医長
昭和58年9月1日	英国ウェールズ大学医学部内科研究員(内分泌免疫)
昭和59年9月1日	公立南丹病院 内科医長
平成元年4月1日	公立南丹病院 診療部長
平成6年10月1日	公立南丹病院 副院長
平成8年4月1日	公立南丹病院 院長
平成26年5月1日	公立南丹病院 総長

△追伸▽
梶田芳弘先生におかれましては、平成26年7月4日(金)、叙勲・叙位「従五位 瑞宝小綬章」が授与されました。

病院長研修のご案内

平成26年度は福井県立病院を見学

毎年恒例の「病院長研修」ですが、今年度は福井県福井市にある、福井県立病院を見学します。福井県で唯一の県立総合病院で、多くの政策医療を担うとともに、がんや脳卒中・心疾患等の急性期医療にも対応する『急性期総合病院』です。特に、福井県立病院では先

進がん治療のひとつ「陽子線がん治療センター」を併設されており、今回はそのセンターも見学させていただきます。

研修日程は以下のとおりです。会員病院の先生方におかれましては、是非、ご参加をいただきますようご案内いたします。

見学日時 平成26年11月28日(金)～29日(土)

【お知らせ】 京都府・京都市 生活保護指定医療機関更新等について ～指定医療機関は新法に基づく指定が必要です～

平成25年12月13日に公布された「生活保護法の一部を改正する法律」により、指定医療機関制度が見直され、京都府・京都市においても改正に対応する措置が取られます。概要は右記のとおりですが、医療機関の対応が必要になるものとして、生活保護指定医療機関の更新制度(6年間の有効期限)の導入が特に重要な変更点となっています。新法では、平成26年6月30日時点で指定を受けている指定医療機関は、施行日(7月1日)において新法の指定を受けたものとみなされますが、別途新法に基づく指定申請が必要とされています。この申請に係る書類が京都府・京都市からすべての指定医療機関あてに送付されます。新法に基づく指定申請は、7月1日の施行後1年以内に行うものとされています。生保患者への診療に直ちに影響が出るものではありませんが、京都府・京都市では締切りを平成27年5月8日までとしていますので、送付された文書の記載にしたがって申請書にご記入いただき、期限までに提出いただきますようお願いいたします。

- <指定機関制度見直しの概要>
- 指定医療機関等の指定要件及び指定取り消し要件の明確化
欠格事由、指定除外要件、指定取消要件およびそれらに対する都道府県(指定都市)の権限が明確化された。
 - 指定更新制度(6年間の有効期限)の導入
 - ・指定医療機関の指定は、6年ごとに更新を受けなければ期間の経過によって効力を失うものとされた。
 - ・平成26年6月30日までに指定を受けた指定医療機関の更新期限は、健康保険法の指定の効力が失われる日の前日までとなる。(ただし、最初の更新の期限が平成27年6月30日までに到来する場合は、更新期限からさらに6年を経過するまでに更新手続きを行えばよいとされている。)
 - ・更新期限に関わらず、新法に基づく指定申請については上述の通り別途必要。
 - 不適切な事案等への対応の強化
 - ・指定取り消し等について、健康保険法指定制度との関連付けがされた。
 - ・国(地方厚生局)による指導の実施等が制度上可能となった。

【問い合わせ先】 京都市以外: 京都府健康福祉部福祉・援護課 (☎075-414-4620) 京都市: 京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課 (☎075-251-1175)